

平成 26 年度 岐阜県

「子ども・若者育成支援強調月間」実施要綱

岐阜県青少年対策本部

実施期間 平成 26 年 11 月 1 日（土）～11 月 30 日（日）

趣 旨

「子ども・若者育成支援強調月間」期間中に、関係機関・団体等と連携し、子供・若者育成支援に向けた各種事業を集中的に実施することにより、青少年の健やかな育成に対する県民の理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、次代を担う子供・若者の育成支援の一層の充実と定着を図る。

実施主体

岐阜県青少年対策本部（岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県警察）

協 力

市町村、公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議、青少年育成市町村民会議、日本たばこ産業株式会社

重点項目

- （1）子供・若者の社会的自立支援の促進
- （2）生活習慣の見直しと家庭への支援
- （3）児童虐待の予防と対応
- （4）子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進
- （5）子供の貧困対策の推進

1 青少年の自覚と行動を促す取組（高校生のびのびプロジェクト）

青少年の健全育成のためには、大人からの働きかけのみならず、青少年自身の自覚と行動が必要である。強調月間中においては、地域や自治体の街頭啓発活動への参加をはじめ、社会のルールを守ることの重要性に関する学習やボランティア活動等の様々な取組を「高校生のびのびプロジェクト」として位置づけ、高等学校・特別支援学校および高校生の自主的な取組を支援し、青少年の規範意識の高揚と社会参加活動を推進する。

（活動例）・青少年の健全育成に関する街頭啓発活動（県・市町村の取組に参加・協力）

- ・地域や学校での清掃活動、挨拶運動、交通安全運動（県・市町村の取組に参加・協力）
- ・携帯電話、スマートフォンの安全・安心利用に関する研修、意見交換会
- ・いじめや虐待の防止や対策について考える
- ・高齢者とのスポーツ交流会

2 困難を有する子ども・若者への支援

(1) 相談窓口担当者研修会の開催

子供・若者が実際に困難を有した場合、より身近なところから支援が受けられるように、各市町村の子供・若者の育成支援体制の構築に向け、相談窓口担当者の知識の習得とスキルアップを目的に、相談窓口担当者研修会を9月～12月にかけて開催する。

(2) 相談・支援機関担当者情報交流会の開催

子供・若者の相談・支援機関担当者同士の「顔の見える関係づくり」を目的として、各市町村のネットワークづくりを支援するため、圏域毎に事例発表や意見交換を行う交流会を10月～1月にかけて開催する。

(3) 児童虐待の予防と対応に向けた取り組みの推進

「児童虐待防止推進月間」である11月を中心に「ぎふオレンジリボン運動」として、イベントやメディアを通じて広く県民に児童虐待の防止について周知し、理解を促進するための取り組みを行う。

岐阜県青少年健全育成県民大会においては、児童虐待防止の啓発チラシを配布する。

(4) 青少年の社会的自立支援対策の推進

岐阜県青少年健全育成県民大会において、ニート状態にある若者を支援する機関である「岐阜県若者サポートステーション」（ぎふサポ）の周知を図るチラシを配布する。

3 インターネット利用に関する調査・啓発活動

(1) 岐阜県青少年健全育成条例の一部改正の周知

青少年が使用するスマートフォン等の携帯電話へのフィルタリング利用を徹底するため、携帯電話事業者・販売店及び保護者の義務について規定した条例改正（平成26年10月施行）の周知活動を行う。

(2) インターネットカフェにおけるフィルタリングソフト導入の促進

マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査を実施してフィルタリングソフトの導入状況を確認し、整備が進んでいない店舗に対しては積極的な導入を依頼する。

(3) ネット安全・安心ぎふフォーラムの開催

スマートフォンの急速な普及により、ネットトラブルに巻き込まれる青少年が増加していることから、安全・安心なスマートフォン・インターネットの利用方法やネットトラブルの防止策について、保護者や教職員等の理解や認識を深めるとともに、青少年自身が自らネットの利用のマナー・ルールについて考える取組を促進するため、関係機関や民間団体と協力・連携してフォーラムを開催する。

①開催期日 11月15日（土）

②開催場所 ふれあい福寿会館（岐阜市）

③実施内容 基調講演、ワークショップの取組発表、スマホ体験講座

(4) ケータイ安全・安心利用研修会の開催

事業者等の協力を得て、学校等が主催する生徒、保護者、教職員等を対象としたケータイ利用に関する研修会に講師派遣を行う。

4 青少年を健全に育む環境の整備

(1) 立入調査活動の強化

強調月間中、県及び関係機関が実施する立入調査活動を強化することにより、青少年を健全に育む社会環境の整備を図る。

- (重点項目)
- ・岐阜県青少年健全育成条例の一部改正（平成26年10月施行）に伴い、携帯電話販売店に対しては、青少年が使用する携帯電話を販売する場合の説明義務等の徹底を指導
 - ・図書類取扱業者に対しては、有害図書類の区分陳列の徹底を指導
 - ・自動販売機業者に対しては、条例遵守を指導
 - ・マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査においてフィルタリングソフトの導入状況を確認し、整備が進んでいない店舗に対しては積極的な導入を依頼【再掲】

(2) 地域社会が一体となった補導・相談活動の推進

警察や各少年（補導）センターは学校、関係機関、地域住民、安全安心まちづくりボランティア等と連携して、青少年への「声かけ運動」や「たまり場」の確認等を実施し、地域安全活動及び非行・被害防止活動を促進する。

(3) 薬物乱用対策等の推進

薬物乱用の根絶を図る「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」（10月1日～11月30日）において、関係機関と連携し、イベント会場など県内13会場で、危険ドラッグの危険性を訴える啓発資材やパンフレット等により、薬物乱用の防止を呼びかける。

また、今年度は、特に若者を対象とした啓発に力を入れることとし、FC岐阜の試合会場で、選手と連携した呼びかけを下記のとおり実施する。

- ①開催期日 平成26年11月1日（土）、11月15日（土）
- ②開催場所 岐阜メモリアルセンター 長良川競技場
- ③実施内容 FC岐阜と連携した啓発資材による呼びかけ

5 青少年の健全育成に向けたイベント等、広報活動

(1) 岐阜県青少年健全育成県民大会の開催

- ①主催 県、公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議、恵那市、恵那市青少年育成市民会議
- ②開催期日 平成26年11月9日（日）
- ③開催場所 恵那文化センター（恵那市）
- ④実施内容 表彰（家庭の日啓発図画優秀者、優良少年団体等、優良少年補導委員等）、地域青少年活動発表等

(2) 子ども・若者の食育の推進

①小中学校の児童生徒並びに保護者を対象に学校給食の役割、食の大切さや食の楽しさへの理解を深めるとともに、食の実践力を養うための料理づくりを学ぶために親子で調理実習を実施する。さらに、地産地消の推進並びに、家庭との連携を食を通じて深め、地域社会における食生活の改善を図る。

【親子ふれあい給食】

期日：可茂会場 平成26年11月8日（土） 坂祝町中央公民館

岐阜会場 平成26年11月29日（土） 岐阜県学校給食会

②進学または就職のために単身で生活することになる高校生を対象に、食に関する知識と技術を習得し、自らの健康を管理していく実践力を身につける体験活動や講習会を開催する（高校生食育講座）。

(3) その他、各種広報啓発活動

すべての県民が、青少年の育成支援に対する理解を深め、日常的に取り組む気運の醸成を図るため、関係機関・団体の積極的な参加協力を得て実施する。

- ①ホームページやツイッター、フェイスブック等の広報媒体を活用した周知活動を実施
- ②デパート、ショッピングセンター等の大型商業店舗における店内放送を依頼
- ③各地域において、市町村や青少年育成市町村民会議等が中心となり、街頭啓発活動等を実施